

# コンプライアンス

---

## コンプライアンスの基本方針

住友商事グループのコンプライアンスの原点は、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」という行動指針を實踐し、社会からの信用を得ることにあります。そのため、コンプライアンスはあらゆる企業活動に優先し、会社が利益追求を優先するあまりコンプライアンス違反を起こすことは絶対にあってはならないという「コンプライアンス最優先」と、万が一コンプライアンス上の問題が発生したときは、マネジメントレベルを含む上司に対して直ちに事態を報告し、最善の措置を取るという「即一報」を基本として取り組んでいます。

## コンプライアンス管理体制

当社のコンプライアンス問題に対し、より機動的な対応を図ることを目的に、当社・社長を長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

## スピーク・アップ制度

### スピーク・アップ制度の概要

各種法令違反のみならず職場での不正行為、不正経理、ハラスメント行為など、コンプライアンスに関する問題が生じた場合又はそのおそれのある事態を知った場合には、「即一報」を行うことを社則に明記し、マネジメントレベルを含む上司に対して直ちに事態を報告することの徹底を図り、速やかに最適な対応・対策を講じています。さらに、何等かの事情で職制ラインでの報告が困難な場合に備えて、この通常ルートの外に、問題に気付いた社員が当社のコンプライアンス委員会及びサミットエナジー・住友商事の同委員会、さらに外部弁護士に連絡できる、「スピーク・アップ制度」を設置しています。

### スピーク・アップ制度の周知

当社では、スピーク・アップ事案に関して、秘密厳守や不利益な取り扱いの禁止を徹底し、社員により安心して同制度を利用してもらうための環境の向上を目指しています。

## 継続的な啓発活動

コンプライアンス規定を制定し、またコンプライアンスの観点から特に重要な事項を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を作成、当社の全社員に継続的に周知しています。